

自主防災活動要綱（改訂）

幸手東武団地自治会の自主防災細則に基づき、地震・水害・その他の災害(以下地震・水害などという)の発生及び発生の恐れがあるとき、被害の防止と軽減をはかるための活動を定めることとする。

第1条 災害に備えた初動

会員は、災害発生の恐れがある時の初動として、自らの安全確保を優先し、そののち組織の自治会会員として共助で地域の減災に繋がる行動に努めることを原則とする。

1 地震時の初動

1) 大きな地震（震度6弱以上）が発生した時取るべき行動

- ① 自身と家族の安全確保を図り、無事であれば直ちに住居の玄関先等に、「我が家は無事です」の安否確認の黄色いシートを掲示する。
- ② 漏電や火災発生防止を図る観点から、ブレーカー「切断」、電気スイッチ「切」、ガスの元栓「閉」、冷・暖房器具等の「断」等を励行する。
- ③ 近隣等で消火や救助を必要としている場合は、身の安全を確保して初期消火や救出活動に参加し、助け合いを行う。

2 水害時の初動

- 1) 気象庁や自治体の災害情報を確認し、余裕を持った行動を心掛ける。
- 2) 別途定めた家族及び自身のマイ・タイムライン（自助）を平時から作成確認すると共に、共助としての地域タイムラインを理解し、災害の恐れや発災があった時の行動が取れるよう努める
- 3) 市の避難発令と自治会の対策本部の組織としての行動を注視する。
- 4) 自治会会員は、防災班長（自主防災細則第4条②に定める。以下同様）からの避難連絡に於いて「我が家は屋外避難場所へ避難」を「する、しない」を明確に連絡する。
また、屋外避難の時、自治会の避難誘導支援を希望するときは防災班長に要請する。

第2条 災害対策本部の設置

災害発生及び恐れのある時(地震・水害など)において、自治会役員会は、災害対策本部（以下、対策本部という）の設置を発令する。防災班長、災害ボランティア及び会員と協力して自治会会員の生命・安全を守るために協力し合う。

1) 水害時の対策本部の設置時期

- ① 自治体等の避難発令の動きを察知したときは、緊急の役員会を開催する。
- ② 警戒レベル3相当(高齢者等避難)が発令された時を原則とし、速やかに役員会は対策本部を設置する。

2) 対策本部は原則、幸手東武団地自治会館（以下、自治会館という）内に置く。会員に

設置場所を周知するとともに自治体との連絡・連携を徹底する。

- 3) 対策本部設置にともない、速やかに防災班長、災害ボランティアに協力要請を発令する。

要請の連絡は予め決められた連絡網に基づき連絡の徹底を図る。

第3条 組織・役割

1 自主防災組織

機動的な防災行動が出来るよう、年度初めの定期総会、班長会議、区会議、災害ボランティア会議にて当該年度の対策本部組織の役員、防災班長、災害ボランティアの役割をそれぞれ決め、自主防災細則の別表（1）自主防災組織図のもと連携を図ることとする。組織の連携は、別途定めた防災連絡体制表（以下、防災連絡体制表というに基づき実践的に行うこととする）とする。

2 対策本部と役割

- 1) 対策本部の本部長は自治会会長が任務する。

- 2) 対策本部役員の役割

（自主防災細則「別表（2）自主防災組織の役割」にて定める。主な内容は以下。）

- ① 防災に関する情報収集（テレビ・インターネット等の防災情報）
- ② 災害に関する情報収集（市、消防、警察等）
- ③ 避難、救助活動等の決定および指導
- ④ 班長、災害ボランティアの招集、活動内容の伝達
- ⑤ 要支援者の確認と支援準備及び避難開始指示
- ⑥ 地震発生に伴う安否状況及び水害防災の為の避難状況の確認指示。

3 防災班長

- 1) 防災班長は地域タイムラインの動向を十分に把握し、予め決められた連絡網により災害対策本部の要請に協力する。
- 2) 防災班長は対策本部担当役員の指示を受け、所属班の居住者の動向（地震発生に伴う安否状況及び水害防止のための屋外避難状況等）を把握し、安全に避難誘導することに努める。安全な避難誘導の可否については、対策本部へ連絡する。
- 3) 防災班長は、所属班会員に緊急に救助や避難支援等を要する状況が発生している場合、即刻対策本部に連絡する。
- 4) 防災班長は行動支援の任務に協力可能であれば、対策本部からの要請に対し、災害ボランティアと共に救助や避難支援活動に協力する。
- 5) 防災班長の現場での救助者としての基本行動は、自らの安全確保を優先した行動とする。

4 災害ボランティア

災害ボランティアとは、自治会募集により自主的に災害時に防災対策本部の組織の中で救助活動に参加協力してくれる会員の呼称とする。支援の範囲は予め確認しておくこと。

- 1) 自治会役員及び所属班の防災班長からの緊急救助活動要請があった場合は、見回り、訪問、救助等の支援活動を行う。活動に関しては、災害ボランティア同士の安全が確認出来るよう必ず二人以上で活動するように心掛ける。
- 2) 要支援者管理表にて確認した方や発災時に要支援の申し出があった世帯へ赴き、現況を把握の上支援活動を行う。
- 3) 避難場所への避難誘導、避難場所における避難解除までの一時的な生活介助等、対策本部と共に支援活動を行う。

第4条 避難および誘導

集合場所から各避難場所への避難経路（水害・地震時）は、自治会の別途定めた「幸手東武団地自治会 災害時の避難経路図」（以下避難経路図と云う）として「幸手東武団地自治会 わたし達を守る防災ブック」（以下防災ブックと云う）に記載しているので、迅速な行動が出来るよう、平時から避難場所を想定した避難経路を使用した訓練を心掛けること。

1 避難

地震、洪水等により、自宅での生活が危険と判断される場合は、幸手市で定めた避難場所に避難する。

1) 地震の場合

建物の倒壊等はないが気象庁の注意情報により、余震が懸念される時は避難する。

2) 水害の場合

幸手市からの避難指示発令が確実の場合は安全な場所に避難する。

3) 避難場所へは、できる限り各区、各班にまとまって避難するように努める。

2 誘導

1) 避難誘導

指導は各区長（副会長）とし、避難誘導担当部長のもとに防災班長、災害ボランティアが補佐する。

2) 避難行動要支援者の誘導

自主防災組織内での避難行動支援が必要な人などを総称して、要支援者と呼称する。

- ① 災害時には避難行動要支援者の安全を確保するため、対策本部長の許可を得て避難行動支援者に公開することができる。
- ② 要支援者の把握については「防災連絡体制表」に基づき、定期的に調査作成する。
（1回／年を目途）
- ③ 「要支援者管理表」作成に際し、要支援者個人の了解を必要とし、個人情報としての取扱に十分な注意をする
- ④ 「要支援者管理表」の管理、作成にあたっては民生委員の協力を得ること。
- ⑤ 要支援者以外で災害時に避難場所への避難誘導の支援を希望する会員は対策本部に届け

出る。

3) 避難経路

地震の場合と水害の場合とでは被害の状況により同一ではない。別途定めた「避難経路図」に示す。

- ① 地震の場合は周辺道路の被害状況に応じ、安全な道路を確認する。
- ② 水害の場合は、「避難経路図」と市のハザードマップを参考にする。

第5条 避難場所

避難場所の決定は会員自らの判断を優先する。

1 避難場所の決定

- 1) 避難場所は、地震の場合と水害の場合とは相違する
- 2) 「避難経路図」と幸手市のハザードマップを参考にして決めること。
- 3) 災害対策本部は、幸手市で定めた避難場所が「避難経路図」に適合していない場合は、「避難経路図」に決めた避難場所が開設されているか確認し、開設されていない場合は至急に市と協議し開設を要求する。

2 集合場所

地震、水害その他の災害において避難する場合、避難時持ち出し品を所持し、原則として、避難初動の下記集合場所に集合する。

- ・ 1区 東武上高野小公園（緑台公園）
- ・ 2・3区 東武中央公園
- ・ 4区 自治会館広場

自治会館が安全であることが確認出来る場合、東武団地敷地外への避難が困難と思われる会員については自治会館を避難場所として活用することができる。

第6条 災害ボランティアの募集・任期

災害ボランティアは、常時募集し、登録を受付けるものとする。災害ボランティアの任期は、本人の辞退届け出があるまで継続することができる。但し、任期を継続するときは年度毎に本人に確認すること。

第7条 防災活動に関する経費及び防災機材

- 1) 本防災活動及び運営に要する費用は、自治会費をもって充てる。
- 2) 防災機材は自治会館広場の防災倉庫及び中央公園の防災倉庫に保管することとし、鍵の管理は自治会役員が行うこととする。
- 3) 防災機材については、定期的な（1回／1年）自主防災避難訓練に合わせた定期的点検を行うこと。

第8条 自治会財産の防災管理

- 1) 自治会館内への浸水が予測される場合は、自治会館で使用管理しているパソコン等の電気

機器や事務室保管管理の書類等、自治会の貴重な財産の保管場所を一時的に屋外へ移動する。

- 2) 移動後の保管場所は、平時に、役員会に諮って決めておくこと。
- 3) 事務局員は、対策本部の要請に従い、パソコン及び書類等自治会財産の屋外移動に、可能な限りの協力をする事。

付則

第9条（改廃）

本要綱の改廃は、班長会議の議決を経るものとする。

第10条（実施）

この要綱は、平成23年7月1日から実施する。

この要綱は、令和3年5月23日の総会の承認を得たのちから改訂実施する